平成２１年（フ）第４０９号
岐阜市松風町２丁目７番地１アメニティ松風106号室
債務者　河村　彰人
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４３３号
岐阜県関市春里町２丁目３番15―204号　鳥居マンション205
債務者　山藤　春美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４４１号
岐阜県美濃市1573―４、住民票上の住所岐阜県美濃市3946番地１
債務者　後藤　　都（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７７号
岐阜県高山市三福寺町546番地９
債務者　岩井　深雪
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取674番地の７
債務者　石井　芳明
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第１９３０号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山43番第３番地
債務者　東　　芳信
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１８０号
名古屋市昭和区南分町４丁目30番地　シャトースズキ１Ｂ号
債務者　音揃　崇範
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２１１号
名古屋市西区花の木３丁目９番11号　ニット会館303号
債務者　徳田　義生
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２１６号
名古屋市北区中切町字石原820番地の16　ハウスビル中切407号
債務者　杉野　浩孝
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６６号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ヶ丘荘18棟402号
債務者　山根　　実
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１００号
三重県伊賀市西明寺3233番地の２
債務者　北出　充香
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１０６号
三重県名張市桔梗が丘３番町２街区57番地
債務者　橋本　政彦
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２３１号
兵庫県川西市小戸１丁目３番２号
債務者　園木　康高
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２３２号
兵庫県川西市小戸１丁目３番２号
債務者　園木恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２４９号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番26―406号
債務者　梯　　一美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７４２号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目11番35号ウエンズ武庫川202号
債務者　城　　宏行
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第９７号
兵庫県たつの市揖保川町正條172番地９
債務者　伊東　佳江
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部